

「ムーンショット型農林水産研究開発事業」

プロジェクトマネージャー

公募要領

【受付期間】

2023年3月3日（金）～2023年5月9日（火）12：00

【御注意】

- ・ 本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います（郵送や直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。）。
- ・ e-Radの使用にあたっては、事前に「研究者の登録」が必要となります。
- ・ e-Radの登録手続きに日数を要する場合がありますので、余裕を持って手続きを行ってください。

2023年3月

生物系特定産業技術研究支援センター

（生研支援センター）

<目次>

1. 事業の概要	1
(1) 背景・目的	
(2) 事業内容	
① MS 目標	
② 研究開発構想	
(3) 公募内容	
① 研究開発ターゲット	
② 公募テーマ	
(4) 事業期間	
(5) 予算規模・事業規模	
2. 事業推進体制	3
(1) 生研支援センターの役割	
(2) PD の役割	
(3) PM の役割	
(4) 評議委員会の役割	
(5) 運営管理委員会の役割	
3. 応募要件等	5
(1) 研究実施体制	
(2) PM の要件	
(3) 代表機関の要件	
(4) 研究グループの要件	
(5) 共同研究機関の要件	
(6) 協力機関	
(7) 研究管理運営機関を設置できる要件	
4. 委託経費の対象となる経費	9
(1) 委託経費	
(2) 購入機器等の帰属及び管理	
5. 応募から委託契約までのスケジュール	10
6. 応募手続きについて	10
(1) 応募方法	
(2) 受付期間	

(3) 応募書類	
(4) 応募に当たっての注意事項	
7. 利益相反の取扱い	12
(1) PD と PM の利益相反の取扱い	
(2) PM と共同研究機関の研究実施責任者との利益相反の取扱い	
8. PM の選定	13
(1) 選定方法	
(2) 審査基準	
(3) 審査の手順	
(4) 審査結果等の通知	
9. 研究開発プロジェクトの作り込み	15
10. 委託契約	15
(1) 委託契約の締結	
(2) 委託期間	
(3) 研究開発プロジェクトの見直しや中止	
(4) 実績報告書の提出について	
11. 知的財産	16
(1) 知的財産マネジメント	
(2) 研究成果に係る知的財産権の帰属	
(3) 知的財産権の報告や申請	
(4) 知財委員会	
(5) 知財運営委員会	
(6) 終了時の知的財産権取扱いについて	
12. 研究成果の取扱い	18
(1) 研究成果の管理	
(2) 研究成果の有効活用	
(3) 研究成果の発表	
(4) 研究成果報告書等	
(5) データマネジメント	
13. 研究開発プロジェクトの評価	20
(1) 外部有識者による評価の実施時期等	

(2) 評価項目・評価基準	
(3) その他	
1 4. 追跡調査	21
1 5. 不合理な重複及び過度の集中の排除	21
(1) 応募書類への記載	
(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除	
1 6. 研究機関における研究インテグリティの確保について	23
1 7. 研究費の不正使用防止のための対応	23
(1) 不正使用防止に向けた取組	
(2) 不正使用等が行われた場合の措置	
1 8. 虚偽の申請に対する対応	25
1 9. 研究活動の不正行為防止のための対応	25
(1) 不正行為防止に向けた取組	
(2) 特定不正行為が行われた場合の措置	
2 0. 指名停止を受けた場合の取扱い	27
2 1. 若手研究者の支援及び研究資金の効果的・効率的な活用	27
(1) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用	
(2) 若手研究者の自発的な研究活動の支援について	
(3) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について	
(4) エフォート管理の統一	
(5) 複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）	
2 2. 情報管理の適正化	29
(1) 本事業の実施体制	
(2) 情報保全	
(3) 応募者に要求される事項	
2 3. 法令、指針等に関する対応	30
(1) researchmap への業績情報の登録	
(2) 「国民との科学・技術対話」の推進	

- (3) 個人情報の取扱い
- (4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）
- (5) 海外の遺伝資源を使用する研究に関する対応
- (6) 動物実験等に関する対応

24. 使用言語 34

25. 問合せ先 34

別紙1	ムーンショット目標5	
別紙2	ムーンショット目標5研究開発構想	
別紙3	ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針	
別紙4	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について	
別紙5	プロジェクト計画提案書	
別紙5-2	プロジェクト計画提案書作成様式	
別紙6	「ムーンショット型農林水産研究開発事業」に係る契約等の手続きについて	
	（別添1）	1. 公募から契約締結までの事務の流れ
	（別添2）	2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）
	（別添3）	〇〇コンソーシアム規約
	（別添4）	【〇〇コンソーシアム規約】 〇〇コンソーシアム事務処理規程
	（別添5）	【〇〇コンソーシアム規約】 〇〇コンソーシアム会計処理規程
	（別添6）	【〇〇コンソーシアム規約】 〇〇コンソーシアム知財合意書
	（別添7）	【〇〇コンソーシアム規約】 「〇〇コンソーシアム」参加契約書
	（別添8）	【〇〇コンソーシアム規約】 「〇〇コンソーシアム規約」同意書
	（別添9）	〇〇共同研究機関協定書ひな形
別紙7	知財合意書	
別紙8	調達における情報セキュリティ基準	
別紙9	調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項	
別紙10	ムーンショット型農林水産研究開発事業におけるデータマネジメントに係る基本方針	

「ムーンショット型農林水産研究開発事業」
プロジェクトマネージャー
公募要領

生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、令和2年度から、「ムーンショット型農林水産研究開発事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。この度、本事業のプロジェクトマネージャーの追加公募を実施いたしますので、本事業への応募を希望される場合は、本要領に従って御応募ください。

1. 事業の概要

（1）背景・目的

困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等について、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）が目標（ムーンショット目標）を設定し、その実現に向けた挑戦的な研究開発を進めるため、関係府省が連携して「ムーンショット型研究開発制度」を実施しています。生研支援センターは、本制度に基づき、当該研究開発に係る業務を行う研究推進法人として、基金を設置し、CSTI が決定した MS 目標の達成に向け、農林水産省が定めた研究開発構想の実現に向けた挑戦的な研究開発を推進しています。

（2）事業内容

本事業では、CSTI が決定したムーンショット目標（以下「MS 目標」という）のうち、ムーンショット目標5（以下「目標5」という）の達成に向け、農林水産省が定めた研究開発構想に基づき、様々な研究アイデアを結集した研究開発を実施します。

本公募の対象とする MS 目標及び研究開発構想は以下を参照してください。

① MS 目標

「2050 年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」です。詳細は別紙1を参照してください。

② 研究開発構想

研究開発構想には、目標5達成に当たって想定される研究開発事例及び目標5達成に向けた研究開発の方向性等が記載されています。詳細は別紙2を参照してください。

(3) 公募内容

① 研究開発ターゲット

本公募は、研究開発構想に規定されるターゲットのうち、「2050年までに、食料のムダを無くし、健康・環境に配慮した合理的な食料消費を促す解決法を開発する。」を対象とします。詳しくは、別紙1を参照してください。

② 公募テーマ

本公募では、フードロス(※)を削減する革新的・挑戦的な研究開発に取り組むプロジェクトマネージャー (PM) を人文・社会科学分野及び自然科学分野から公募し、各分野から複数採択します。また、主体的な事業構想を有している民間企業が研究コンソーシアムに参画することが確実に見込まれることが必須です。

具体的な公募テーマは、以下(i)～(v)の5つです。

なお、人文・社会科学分野及び自然科学分野を合わせて提案することや複数のテーマをまとめて提案することが可能です。また、フードロスを削減する内容であれば、以下の5つのテーマに限らず提案することも可能です。

(人文・社会科学分野の公募テーマ)

(i) フードロスがどこでどれだけ生じているのかを大局的に把握する調査研究

(ii) フードロスを意識し、発生を減らす社会システムを構築する調査研究

(自然科学分野の公募テーマ)

(iii) 余剰農産物や未利用食品等を用いておいしい食品をつくる研究

(iv) 余剰農産物や未利用食品等を使った加工食品の製造技術の開発

(v) 食品の革新的長期保存技術の開発

※『フードロス』については、関連用語として、食品ロス、食料ロス、フードウェイスト、食品廃棄物、フードロス&ウェイストなどがあり、人により、また扱う課題により、対象が異なっています。本公募に際しては、単に捨てられた食料のみならず、農場から持ち出されなかった農作物なども含めて、「生産されたが食べられなかった農産物や食品」を広くフードロスと捉え、削減すべき対象として扱います。

(4) 事業期間

本公募により採択するプロジェクトの実施期間は、2023年度から2024年度までです。ムーンショット型研究開発制度では、CSTIが各目標における研究開始時点から5年目(2024年度)に、目標に対する進捗状況、目標達成の見通しを評価し、目標5全体の取組(プログラム)の継続・終了を決定します。CSTIがプログラムの継続を決定した場合、事業実施期間は最長2029年度まで延長されます。なお、目標5を構成する各プロジェクトは毎年度外部評価を実施し、その評価結果によっては、プロジェクトの変更(加速、減速)、終了等となる場合があります。また、本公募により採択するプロジェクトについては、2023年度の外部評価は実施しません。

(5) 予算規模・事業規模

本公募では、複数の PM を採択します。1 プロジェクト当たりの上限額は定めませんが、2023 年度から 2024 年度までの 2 年間の予算は、本公募総額で 6.5 億円とします。

2. 事業推進体制

(1) 生研支援センターの役割

生研支援センターは、MS 目標の達成に向けた構想の実現に責任を有しており、次に掲げることを主な任務としています。

- ① 適任と認める者を PD に任命する。必要に応じて、PD を補佐するサブ PD（複数可能）を任命することができる。
- ② PD と協議した上で、MS 目標の達成に向け、複数の PM を公募・採択する。
- ③ PD が構築したプロジェクトの構成（組み合わせ）や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画（以下「ポートフォリオ」という。）を決定する。
- ④ PM に対して、PD の指揮の下でプロジェクト計画書を策定するよう指示する。
- ⑤ 国内外の研究開発動向や研究開発成果の社会実装に向けた課題等に関する情報を収集・分析する。情報の収集・分析にあたっては、人文学及び社会科学系研究者等を含む外部有識者の意見を取り入れる。
- ⑥ PD 及び PM から、プロジェクトの進捗状況、これに応じた研究資金の配分や配分先の見直しの妥当性、研究開発の進捗等に応じた官民の役割分担の状況の妥当性について聴取し、その内容を内閣府に設置する戦略推進会議へ毎年度報告する。
- ⑦ PD 及び PM が的確にマネジメントを遂行できるよう、知的財産管理、国際標準化、広報、技術動向調査等に係る支援を実施する。加えて、研究開発成果の社会実装の観点から有望なプロジェクト（又はプロジェクトの一部）を早期の段階から見定め、社会実装に向けた具体的な道筋を付けるための目利き機能が効果的に発揮されるよう、必要に応じて専門人材の支援を得ることができるようにする。また、国民の理解と支持を得るため、PD 及び PM が研究活動を社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）を円滑にできるよう支援する。
- ⑧ 倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI : Ethical, Legal and Social Issues）／数理学等の分野横断的な支援も研究開発の加速や社会実装にとって重要であることから、PD と分野横断的な研究者との意見交換会の場を設置し、PD が PM に対する分野横断的な研究者の支援が必要であると判断し、かつ PM も当該支援を必要とする場合には、当該 PM が分野横断的な研究者の支援を受けられるような仕組みを構築する。
- ⑨ 先進的なデータマネジメントを推進するため、研究データ基盤システムを用

いるなどによって、PM 及び研究者に提出させたメタデータから構成されるデータカタログを管理する。

(2) PD の役割

生研支援センターは、MS 目標及び研究開発構想の実現に向けて、国立大学法人東京農工大学学長 千葉一裕氏を PD に任命しています。

PD は、次に掲げることを主な任務としています。

- ① MS 目標及び研究開発構想の実現に向けて、ポートフォリオ（案）を戦略的に構築し、研究開発を挑戦的かつ体系的に推進する。

※ポートフォリオの構築に当たっては、研究開発の革新性や独創性、将来の経済社会的な波及効果等を考慮する。

- ② ポートフォリオに基づく研究開発の進捗状況を常に把握し、研究の進捗に応じて、ポートフォリオを見直しながら、プロジェクトを統括する PM に対して統一的な指揮・監督を行う。
- ③ 外部有識者等による評価や助言等を踏まえ、ポートフォリオの見直しを主導する。

(3) PM の役割

PM にプロジェクトの推進に係る権限を付与します。

PM は、基礎研究段階にある様々な知見やアイデアを採り入れ、失敗を恐れず挑戦的な研究に取り組み、自らの指揮で各プロジェクトのマネジメントを行い、プロジェクト全体の責任を負います。

PM は、次に掲げることを主な任務としています。

- ① PD の指揮の下、公募時に提案したプロジェクトをより高質・良質なものにするための作り込み（以下、「作り込み」という。）を行い、プロジェクト計画書を策定（プロジェクトの目標の設定、研究開発の内容や実施スケジュールの作成、実施体制の構築、プロジェクトに参加する研究機関への研究資金の配分計画の策定等）し、プロジェクトを戦略的に実施する。さらに、プロジェクトの変更、一部研究成果のスピンアウトを含めた方向転換等を機動的かつ柔軟に実施する。
- ② 適切な知的財産管理及び情報管理を行いつつ、国際連携を積極的かつ戦略的に推進する。
- ③ 研究内容を客観的に評価し、民間資金を活用することが有効な段階にある研究開発については、受け皿となる民間企業を探索するとともに民間資金を活用するよう努める。また、プロジェクトについて社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）を行う。
- ④ 管理対象データの範囲等を定めたデータマネジメントプラン（DMP）を策定するとともに、これに基づき、研究者から管理対象データのメタデータを集約し、研究推進法人に提出する。また、研究データ基盤システム等を用いて、管理対象

データの保存、共有及び必要な範囲での公開を行う。

※上記の（１）～（３）については、別紙３の「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」を参照してください。

（４）評議委員会の役割

生研支援センターは、PD 及び外部有識者により構成する評議委員会を設置しています。

評議委員会の役割は、次のとおりです。

- ① PM候補者の選定に係る審議
- ② プログラムの運営状況に関する評価
- ③ プロジェクトの運営状況に関する評価
- ④ プロジェクトの評価の妥当性に関する評価
- ⑤ その他、目標５の適正な運営に関する審議

②、③及び④の評価は、原則として毎年度、別途定める評価基準を踏まえて実施し、生研支援センターはその結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。

（５）運営管理委員会の役割

農林水産省は、生研支援センターにおいて、本事業の趣旨に即した事業執行が適切に行われるよう、「運営管理委員会」を設置しています。

運営管理委員会の役割は、次のとおりです。

- ① PD、PM 候補者の選考委員会プログラムやプロジェクトを評価する委員会の委員の指名及び審議事項の設定に係る指導
- ② PD、PM 候補者の選考基準及び候補者の承認
- ③ ポートフォリオ案の承認
- ④ プロジェクトの評価基準の承認
- ⑤ 評価結果を踏まえた指導・監督

３．応募要件等

（１）研究実施体制

応募者は、自らが所属する研究機関を代表機関として、複数の研究機関等からなる研究グループ（以下「研究グループ」という。）でのプロジェクト実施を想定した上で応募してください。

ただし、PM として採択された後、委託契約締結までの間に作り込みを行いますので、研究実施体制が変更される場合があります。

（２）PM の要件

応募者の要件は、上記２の（３）の「PM の役割」に記載している事項を全て適切に履行できることを要件とします。なお、応募者の国籍は問いませんが、PM 任

命後、国内に拠点を置くことを基本とします。

また、PMとして採択された場合、審査において研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項をお知らせする場合があります。その場合は、作り込みにおいて、研究内容等の見直しを実施していただきます。

(3) 代表機関の要件

応募は、応募者及び応募者が所属する機関（以下「代表機関」という。）名で行います。代表機関は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等(※)であること。

(※) 研究機関等とは、国内に設置された機関であり、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

(i) 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

(ii) 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を構築すること。

② 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。提案書提出時に競争参加資格のない者も、応募は可能ですが、委託契約までに取得できなかった場合は採択を取り消しますので、速やかに競争参加資格を取得してください。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

■統一資格審査申請・調達情報検索サイト

(<https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

③ 委託契約の締結にあたり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。

④ 日本の法人格を有し、かつ国内に活動拠点を有していること。

⑤ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理統括責任者（当該機関の経理、予算等の責任者）及び経理責任者（本事業における経理の責任者）の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）が構築されていること。

⑥ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制が構築されていること。

(4) 研究グループの要件

研究グループは、次の要件を満たす必要があります。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、以下のいずれかが可能であること。

- (i) 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）。
- (ii) 研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）。
- (iii) 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）。

研究グループは、PM 採択後、委託契約の締結までに上記の方法によりコンソーシアムを設立し、規約等の必要書類を生研支援センターに提出いただく必要がありますので、あらかじめ設立の準備をお願いいたします。なお、作り込みの過程で参画する機関が変更されることがあります。

また、作り込みの過程によらず、PM 採択後に研究グループを構成する研究機関に大幅な変更等、重大な変更があった場合には、委託契約を締結しない場合があります。

- ③ 研究グループは、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年 2 月農林水産技術会議決定 令和 4 年 12 月改訂）などに基づくほか、研究の開始段階においては、知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、委託契約書に準拠させた知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成、知財運営委員会の設置、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等について方針を明らかにした知的財産の取扱方針（以下「知的財産の取扱方針」という。）を策定し、知的財産マネジメントに取り組むこと（詳細は、11の（1）の「知的財産マネジメント」を御覧ください。）。
- ④ 研究グループを構成する研究機関は財務状況が安定していること。なお、著しく財務状況が不安定と判断された場合は、当該研究開発機関は研究グループから外れていただく場合があります。
- ⑤ 研究グループに参画する各機関は、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出いただく必要があります。詳しくは、19.「研究活動の不正行為防止のための対応」を御覧ください。

(5) 共同研究機関の要件

研究グループに参画する代表機関以外の共同研究機関は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制が整っていること。
- ② 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制が整っていること。
- ③ 研究実施責任者（当該機関において研究開発の実施を統括、管理する責任者）及び経理責任者を設置すること。

(6) 協力機関

協力機関とは、研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。協力機関は、研究グループの構成員とは異なるため、以下の取扱いとなります。

- ① 協力機関になるためには、共同研究等の実施内容を明確にし、代表機関又は共同研究機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と成果の取扱いを遵守すること等が規定された研究協力契約（共同研究契約等）を締結するなどの所定の手続きが必要です。
- ② 協力機関は研究費の配分を直接受けることはできません。必要な経費は代表機関又は共同研究機関から外注、依頼出張、謝金等の形で支払われます。
- ③ 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。ただし、代表機関又は共同研究機関が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、代表機関又は共同研究機関と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産権の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書により研究グループ内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、代表機関又は共同研究機関と協力機関が知的財産を共有することを認めます。
- ④ 協力機関は生研支援センターと研究グループとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっていません。しかし、協力機関は委託先の研究グループが運営する検討会等への参加により、研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。成果等が漏洩することがないように、研究グループごとに定める協定書又は知財合意書等に守秘義務をあらかじめ規定しておく必要があります。

(7) 研究管理運営機関を設置できる要件

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、PM が所属する代表機関等とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究統括者となる場合であつて、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ PM が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研支援センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延することが想定される場合

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、(3) 代表機関の要件の③～⑥を準用します。

なお、研究管理運営機関の設置は特例措置であることから、設置が必要な場合は、別紙5プロジェクト計画提案書の14に、代表機関が国と委託契約を締結する

ことが困難な理由を明確に記入してください。課題が採択された場合は、代表機関の経理責任者の承認が必要になります。

4. 委託経費の対象となる経費

(1) 委託経費

委託経費（研究費）として計上できる経費は、次の経費とします。

1) 直接経費：

研究の遂行、研究成果のとりまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする下記の経費

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費・謝金
- ③ 旅費
- ④ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税相当額）

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。また、経費の詳細については、「府省共通経費取扱区分表等について」を御確認ください。

2) 間接経費（※）

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。間接経費率は、直接経費総額に対して、直接経費総額の 10～30%の割合（研究機関により割合は異なります。）に相当する額を上限として計上できます。

※1 間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 令和3年10月1日改正）

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf) を御確認ください。

※2 直接経費に計上できるものは、本事業による委託研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は委託研究に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託研究に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託研究に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（委託研究に係る勤務実態の管理）を行ってください。さらに旅費については、出張内容と委託研究の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

※3 物品費の設備備品費については、本事業の研究課題で使用するもので、使用

可能期間が1年以上あるもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで研究費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等払いとし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては、自費での対応となります。

- ※4 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等にかかる経費）については、直接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は権利化を行った各構成員の負担となります。

(2) 購入機器等の帰属及び管理

コンソーシアムを構成する全機関（以下「受託者」という。）が委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」の所有権は、その期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託研究終了後も当該物品を研究目的で継続利用する場合に限り、申請により一定期間引き続き無償で継続使用することができます。具体的には委託研究の実施期間終了時に別途、生研支援センターからお知らせします。

また、委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」は、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして本事業の購入物品である旨を明記してください。

委託経費（研究費）の対象となる経費、購入機器等の帰属及び管理の詳細については、「委託業務研究実施要領～事務処理関係～」を参照してください。

5. 応募から委託契約までのスケジュール

令和5年3月3日（金）	公募要領の公表
5月9日（火）12：00	応募受付締切り
5月中旬～下旬	書類審査・面接審査
6月	採択されるPMの決定・公表
6月～7月	研究開発プロジェクトの作り込み
8月	委託契約締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。

6. 応募手続きについて

(1) 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から申請する必要があります。

応募者（PM 候補者）が代表して、研究グループの内容をとりまとめ、応募を行ってください。詳しくは、別紙4「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について」を参照してください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

（2）受付期間

本事業への応募期間は、令和5年3月3日（金）～5月9日（火）12:00までとします。システムの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

（3）応募書類

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙5の「プロジェクト計画提案書」の様式に記入してください。

応募書類は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

(https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/moon_shot/koubo_PM/2023.html)

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う委員にも守秘義務を課しています。

応募書類は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については、生研支援センターが実施するプロジェクトの評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用することがあります。

また、不採択となった応募書類については、生研支援センターにおいて破棄します。

（4）応募に当たっての注意事項

- ① 本事業の応募の締切に遅れた場合には、いかなる理由があっても受け付けません。
- ② 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ③ e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ④ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ⑥ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑦ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - (i) 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合

- (ii) 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、指定する期限までに修正できない場合
- (iii) 提案書に虚偽が認められた場合

(5) 公募説明会の開催

本事業の公募に係る手続、提案書類の作成等に関する説明会（オンライン）を開催いたします。開催情報は、公募案内のウェブページを御覧ください。また、本事業の公募に係る説明動画も当該ウェブページに掲載していますので、あわせて御確認ください。

7. 利益相反の取扱い

(1) PD と PM の利益相反の取扱い

PD は、PM の選定、ポートフォリオの構築及び管理を担うことから、自らが PM や研究者として参画することは不可となっています。他方、PD と PM との利害関係を画一的な基準によって判断し、結果的に我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識の結集を妨げることは適切でないことから、PD と PD が構築を担うポートフォリオ内の研究者との間の利益相反については、利害関係を画一的な基準によって判断し、実施体制から除外することはありません。なお、利害関係者を有するとは、以下の①から⑥までのいずれかに該当する場合がありますが、該当する場合は、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断します。

- ① PD と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- ② PD と、親族関係にある場合。
- ③ PD と、直接的な競争関係にある場合。
- ④ PD と、緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- ⑤ PD と、密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- ⑥ その他、生研支援センターが公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

(2) PM と共同研究機関の研究実施責任者との利益相反の取扱い

PM と共同研究機関の研究実施責任者との間の利益相反についても、利害関係を画一的な基準によって判断し、実施体制から除外することはありません。利害関係を有するとは、以下の①から③までのいずれかに該当する場合がありますが、該当する場合は、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断します。

- ① PM と、共同研究機関の研究実施責任者が親族関係にある場合。
- ② PM と、共同研究機関の研究実施責任者が密接な師弟関係にある場合。

③ その他、生研支援センターが公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

審査に当たって、利害関係の有無の判断がつかない場合には、追加情報の提供をお願いすることがありますので、御協力をお願いします。

8. PM の選定

(1) 選定方法

PM の選定に係る審査は、評議委員会（PM 候補者の選考に係る）において、(2) の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、原則としてヒアリング（面接）を実施しますので、提案書のほかに、プレゼンテーション用資料を御用意いただきます。なお、プレゼンテーションの開催日時は、公募締切り後、別途担当者から御連絡いたします。その際、追加資料等の提出を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、評議委員の所属、氏名等は、PM 決定後、生研支援センターのウェブサイト上で公表します。ただし、提案書に記入された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

(2) 審査基準

PM から提案されたプロジェクトの目標や内容（以下「提案内容」という。）について、以下の基準に基づき審査を行います。

ア 最先端の研究開発を推進するため、国内外の関連する研究者等の幅広い人的なネットワークや専門的な知識を有している。

イ 最適な研究開発体制を構築し、進捗状況等に応じて機動的に体制を見直す等のマネジメント力、リーダーシップ力を有している。

ウ 提案内容が、従来のもものと比べ、より大胆な発想に基づくものかつ挑戦的なものであり、将来の産業・社会に大きなインパクトが期待される革新的なものである。

エ 2050年の目標達成に向けて、技術的観点や官民の役割分担を含む社会実装の観点から妥当なシナリオ（成功の仮説）を明確に説明できるものである。

オ 提案内容が国内外を問わずトップレベルの研究開発力や知識、アイデアを結集するものである。

カ 提案内容が、フードロス削減する革新的・挑戦的なものとなっている。また、研究コンソーシアム（グループ）に主体的な事業構想を有している民間企業の参画が確実である。

キ 新たな技術を社会で活用するために、制度面や倫理面、社会における受容などの課題に取り組む人文・社会科学を含めた「総合知」を活用できる提案となっている。

- ク 各参画機関が、知的財産の管理に関する方針を有し、担当部門や担当官等による管理体制を保有している。
- ケ プロジェクトの予算計画が過不足無く、適切に作成されている。
- コ PM から提案されたプロジェクトにスタートアップの参画もしくは創出の計画等が含まれている。(加点対象)
- サ 若手研究者(40歳以下)が多数参画している。(加点対象)
- シ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定))を受けている。(加点対象)
など

なお、研究公正等の重要性に鑑み、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い、情報の管理等についても考慮します。

(3) 審査の手順

審査は、原則、書類審査及び面接審査の2段階で行います。

① 書類審査

提案された申請書類をもとに、評議委員会の委員が上記(2)の審査基準に基づいた書類審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする提案を選定します。

② 面接審査

①で選定された提案は、面接審査を行い、評議委員会がPM候補者を選定します。

③ PMの決定

生研支援センターは、②で選定されたPM候補者の、重複応募等をチェックするとともに、農林水産省の運営管理委員会及び戦略推進会議の承認を受けたのち、PMを採択します。

(4) 審査結果等の通知

審査結果については、応募者に通知するとともに、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、面接審査において採択となった提案については、応募者への通知の際に、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、次に説明する「研究開発プロジェクトの作り込み」において、必要な見直しを実施していただきます。見直しが

必要とされた事項について、対応いただけない場合は委託契約を締結しませんので、御留意ください。

9. 研究開発プロジェクトの作り込み

採択されたPMは、PDの指揮の下、研究開発プロジェクトのさらなる充実化のために作り込みを行います。具体的には、MS目標達成に至るシナリオ、プロジェクト計画、共同研究機関や協力機関（追加又は削除）及び研究費等、応募時に提案したプロジェクトの内容のブラッシュアップ（見直し及び具体化）等を行います。

また、研究開発プロジェクトの作り込みは、以下の視点を踏まえて実施します。

- ①フードロス的大幅削減に向けた目標、シナリオ、計画、体制等について確認・調整。
- ②民間企業の参画、連携強化、事業化の確認・調整。
- ③『食料消費』に係る中止プロジェクトの発展的な継承に係る調整。
- ④分野横断的課題（知財、データ管理、国際連携、ELSI、数理等）への対応。など

なお、作り込みでは、「フードロス削減とQoL向上を同時に実現する革新的な食ソリューションの開発」（2020年度～2023年度）の研究成果を発展的に継承するための必要な調整を行います（調整の対象となるプロジェクトは別途指示します）。

10. 委託契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、8により採択されたPMが所属する機関（代表機関）と生研支援センターが直接締結します。詳しくは別紙6を御覧ください。

代表機関と生研支援センターが契約を締結するまでの間に、代表機関は、実施予定の委託研究に関する規約を策定する（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の委託研究に関する協定書を交わす（協定書方式）又は共同研究契約を締結する（共同研究契約方式）のいずれかの方式によりコンソーシアムを構築してください。

なお、委託先決定から委託契約締結までの間に、委託先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を変更することも可能とします。

(2) 委託期間

本事業の委託期間については、プロジェクトの作り込みを行った後、委託契約書に添付する委託試験研究実施計画書（プロジェクト計画書の概略）を生研支援センターが受理した日が委託期間開始日となります。なお、PMが所属する代表機関については、研究開発プロジェクト期間中に、最大2ヶ月前の日（委託試験研究

実施計画書の提出日が採択通知日から3ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する研究開発に係る経費は、研究費として計上することを可能とします。この場合、採択通知に条件が付されている場合はこの条件に合致した研究であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、代表機関の自己負担となりますので、御留意ください。

(3) 研究開発プロジェクトの見直しや中止

研究開発の途中段階においても、実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 実績報告書の提出について

受託者は、研究実施期間の毎年度末、委託費の使用実績を取りまとめた実績報告書を作成し、証拠書類等を添えて生研支援センターに提出してください。

委託契約の詳細については、「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)を参照してください。

1 1. 知的財産

研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にし、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するため、国内機関等による研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第17条)等に基づき、原則、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けません。

(1) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定 令和4年12月改訂)などに基づき、研究開始段階から研究成果を知的財産として適切に創造・保護・活用していくマネジメントに取り組むことが求められます。研究開始時、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知財合意書を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます(別紙7参照)。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

また、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために行われる研究推進会議等において、研究開始後速やかに知的財産の取扱方針を策定し、知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

本事業では、国内外の英知を結集した研究開発を推進するため、海外の研究機関が事業に参画することも想定しておりますが、知財合意書及び知的財産の取扱方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

(2) 研究成果に係る知的財産権の帰属

委託契約に基づく委託試験研究において、国内機関等による研究成果に係る知的財産権が得られた場合は、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第17条)等に基づき、受託者が以下①～④の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けません。知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利、及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

ただし、国外機関等については別紙3の「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」の7. 知的財産権等の取扱いに基づき、知的財産権は生研支援センターと国外機関等と原則共有するものとし、国外機関等の持ち分の50%以上は生研支援センターに帰属するものとします。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。

(3) 知的財産権の報告や申請

(2) ①及び④のほか、知的財産権の出願、登録、放棄を行なったとき、または知的財産権を実施したとき等には定められた期間内に生研支援センターに報告していただきます。また、知的財産権を海外で実施するとき、もしくは第三者に独占的通常実施権を付与しようとするとき、移転又は専用実施権等の設定を行うときは、生研支援センターに事前に申請を行い、承認を受けていただきます。

(4) 知財委員会

生研支援センターは、知財委員会を設置しています。知財委員会は、PD、PM、関係府省及び有識者から構成され、特許権等の方針決定を行うとともに、必要に

応じてコンソーシアムの連携などを行います。成果で得られた特許等の取り扱いに関して委託業務の推進に支障を及ぼす恐れのある場合には調整を行います。

(5) 知財運営委員会

- ① 各コンソーシアムに知財運営委員会を設置します。
- ② 知財運営委員会の委員長は、PM とし、また事務局を各コンソーシアム代表機関に設置します。
- ③ 知財運営委員会は、PM 及び協議の対象となる知的財産権に関連する共同研究機関から構成され、必要に応じて秘密保持に関して本規約の遵守に同意した外部有識者を加えることができるものとします。
- ④ 知財運営委員会は知財合意書の定めに従い、知的財産権の出願・維持、ノウハウの扱い、秘匿等の権利化等方針決定等のほか、知的財産の活用方針、知的財産権の実施許諾に関する調整などを行います。
- ⑤ 知的財産権の運用に関する協議について、軽微な協議事項である場合は、書面等による協議で代替できるものとします。
- ⑥ 本事業終了後の知的財産の運用に関しては、本事業が終了するまでに、知財運営委員会において協議し決めるものとします。

(6) 終了時の知的財産権取扱いについて

本事業による委託研究の終了時に、保有希望者がいない知的財産権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、生研支援センター等による承継）を協議します。

1 2. 研究成果の取扱い

(1) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。
- ② 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年 5 月 23 日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。
- ③ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財

産権の帰属に当たり不都合が生じるので、委託契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

- ④ 特許等の出願前に研究成果を公開した場合は、新規性が失われ知的財産権を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。成果の公表を急ぐ場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける手続きを適宜行っていただきますが、例外規定の適用が実質的に受けられない国もありますので外国出願を予定する場合には十分留意してください。

(2) 研究成果の有効活用

研究成果の有効活用を図る観点から、知財委員会が必要と判断する場合は、未公開・未出願の研究成果に係る情報交換をコンソーシアム間で行うことを求める場合があります。

(3) 研究成果の発表

本事業により得られた成果について広く公表する場合は、知財運営委員会の方針を踏まえるとともに、知的財産の保護に注意しつつ実施してください。

また、本事業に係る内容や成果の公表（学会発表、論文発表、メディア（新聞、テレビ等）発表、シンポジウム等、パンフレットの作成、ウェブサイト掲載）、に当たっては、公表内容を事前に生研支援センターに報告していただきます。また、公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記し、当該資料等について生研支援センターに提出していただきます。

(4) 研究成果報告書等

① 研究成果報告書

各コンソーシアムの構成員は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、代表機関が取りまとめの上、生研支援センターに提出いただきます。また、各コンソーシアムの構成員は、代表機関を通じ、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告する必要があります。

② 研究実績報告書

各コンソーシアムの構成員は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を委託期間中、毎年度定期的に代表機関を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

(5) データマネジメント

「生研支援センタームーンショット型研究開発事業におけるデータマネジメントに係る基本方針」に従って、データマネジメントを行っていただきます。（別紙10を参照）

PMは、データ基本方針に基づき、委託研究契約書の締結までに、コンソーシア

ム構成員間での取扱いについて合意した上で、管理対象データの範囲等を定めたデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）を策定していただきます。研究開始後は、当該 DMP に基づき、各研究者に管理対象データの管理（保存、共有及び必要な範囲での公開を含む）を行ってもらおうとともに、各研究者から、それら管理対象データのメタデータを集約し、研究推進法人に提出していただきます。

なお、研究データの管理・利活用に関する取組状況については、評価対象とします。

1.3. 研究開発プロジェクトの評価

(1) 外部有識者による評価の実施時期等

別紙3の「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」に基づき、生研支援センターは、外部有識者による評価体制（評議委員会）において、外部評価を実施します。外部評価は、原則として、毎年度、別途定める評価基準を踏まえて実施し、その結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。また、外部評価結果に基づき、毎年度ポートフォリオの見直しを行います。

(2) 評価項目・評価基準

上記ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりです。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行います。

評価結果によって、プロジェクトの計画変更、研究開発費等の増減、中止（PMの解任）となる場合もあります。

【評価の視点】

外部評価は主に以下の視点によるものとし、本視点に基づき、生研支援センターは、関係府省と連携して、詳細な評価基準を別に定めます。

<プロジェクトに関する評価>

- ・MS 目標達成等に向けたプロジェクトの目標や内容の妥当性
- ・プロジェクトの目標に向けた進捗状況（特に国内外とも比較）
- ・プロジェクトの目標に向けた今後の見通し
- ・研究開発体制の構築状況
- ・PM のプロジェクトマネジメントの状況（機動性・柔軟性等を含む）
- ・研究データの保存、共有、公開の状況
- ・産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピンアウトを含む）

- ・国際連携による効果的かつ効率的な推進
- ・大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組
- ・研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）
- ・国民との科学・技術対話に関する取組

（3）その他

PD のポートフォリオ管理に伴い、定められた評価の時期以外にも、PM 毎に柔軟に見直しなどの機会を設ける場合があります。

1 4. 追跡調査

本事業に係る評価等や、プロジェクト終了後一定期間を経過した際に追跡評価を行う場合があります。その際には、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

1 5. 不合理な重複及び過度の集中の排除

生研支援センターは、不合理な重複（注1）及び過度の集中（注2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 令和3年12月17日改正）（※）に基づく対応を行うこととします。

（※） https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

（1）応募書類への記載

本事業への応募の際は、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、研究期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、e-Rad を活用して応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。上記の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、次のとおりとします。

- ① 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。）の提出を求めます。
- ② ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困

難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することができることとします。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- ③ 指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。また、採択された場合、研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めますが、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合にも、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。なお、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(注1) 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(注2) 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対す

る当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

1 6. 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」（※）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

（※） https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

1 7. 研究費の不正使用防止のための対応

（1）不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※1）及び生研支援センターの「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」（平成19年4月26日付け19生研東第18号。以下「不正行為要領」という。※2）が適用されます。

受託者は、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。受託者は、体制整備の実施状況について、「管理・監査ガイドライン」の付属資料2の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 自己点検チェックシート」に基づきチェックを行ってください。生研支援センターは、体制整備の実施状況について、必要に応じ報告等を求め、さらに、実地調査を行う場合があります。研究費の不正使用が発覚した場合、受託者は、直ちに生研支援センターへ報告してください。

※1 管理・監査ガイドラインについては、下記を御覧ください。

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218_kanri_kansa_guidline.pdf

※2 不正行為要領については、下記を御覧ください。

https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fuseikoui.pdf

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、研究費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、原則、以下のとおり、当該研究費等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への応募又は参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - (i) 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間。
 - (ii) (i) 以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間。
 - b a及びc 以外の場合：2～4年間。
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間。
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間。
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限は2年間、下限は1年間。
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

※ 善管注意義務違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能

であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、研究費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、その改善を求め、改善が認められない場合には、翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する等の措置を行うことがあります。

なお、不正使用等があった場合の研究事業への参加制限については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」（平成 25 年 1 月 25 日農林水産技術会議事務局）に準じて対応しますので下記を御覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

18. 虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約を取り消し、研究費の一括返済、損害賠償等を委託先に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、16の(2)の不正使用等が行われた場合と同様の措置を取ります。

19. 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究活動の不正行為については、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。 ※）及び不正行為要領が適用されます。

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施してい

ただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、生研支援センターにおいても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、不正行為要領により対応します。生研支援センターと研究機関との協議の上、生研支援センターが必要な調査を行う場合もあります。各コンソーシアム内で、研究活動の不正行為が発覚した場合、各研究機関は、直ちに生研支援センターへ報告してください。

※ 不正行為ガイドラインについては、下記を御覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf

（2）特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年。

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等は、一般に公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

研究活動に係る不正行為が行われた場合において、その原因の一つが、研究者等が所属する機関における研究倫理教育などが不十分であったと認められた場合には、その改善を求めるとともに、改善が認められない場合には、間接経費措置

額を一定割合削減する等の措置を行うことがあります。

20. 指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募については、応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、その研究機関が参画するプロジェクトを不採択とします。

21. 若手研究者の支援及び研究資金の効果的・効率的な活用

(1) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）における推進方策を踏まえ、博士課程（後期）の大学院生を RA（リサーチアシスタント）として雇用し、その経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

については、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター）の「II 契約事務関係」の「18. 競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について」を御覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(2) 若手研究者の自発的な研究活動の支援について

「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本事業においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。PM には、若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。若手研究者が所属する研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、PM には、当該プロジェクト計画等にその旨記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「14. 若手研究者の自発的な研究活動」を御覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(3) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」(令和2年1月14日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与するとともに、論文の謝辞や論文投稿時において体系的番号を記載することとされています。

詳細については、採択後に別途お知らせします。

(4) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「15. エフォート管理」を御覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(5) 複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)

「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月31日付け資金配分機関及び所管関係府省申合せ)により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とすべく研究費制度が拡大されたところです。

本事業においても、研究機関(研究者)が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「Ⅱ 契約事務関係」の「4. 委託費により取得した物品の取扱い」の「(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

2.2. 情報管理の適正化

(1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと受託者は協議するものとします。

- ① 受託者は、契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者(以下「情報管理責任者等」という。)を確保すること。
- ② 情報管理責任者等は、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学力(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
- ③ 受託者は、当該情報管理責任者等が、他の手持ち業務等との関係において、当該事業との契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制を整備していること。

(2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター以外の者への漏えいが業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。)の取扱いに当たっては、別紙8の「調達における情報セキュリティ基準」(以下「本基準」という。)及び別紙9の「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」(以下「特約条項」という。)に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等(本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。)、兄弟会社(本

基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。)、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

(3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、本要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、採択された場合、本基準の項目5から12については、契約締結時までにコンソーシアム規約若しくは社内規則に当該項目を規定してその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記入した誓約書を提出していただく必要があります。

2.3. 法令、指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

(1) researchmap への業績情報の登録

researchmap (※) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、researchmap への登録をお願いします。

(※) <https://researchmap.jp/>

(2) 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）(※) に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する双方向のコミュニケーション活動に、積極的に取り組んでいただく必要があります。

なお、上記の基本的取組方針では「1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金プロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(※) https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(3) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、法令等に基づく場合の提供を除き、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択に係る個人情報を除き、すべて全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは、下記(※1)を参照してください。

また、本法を遵守した上で、研究費の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(試験研究計画名、研究概要、研究者名、研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された研究課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、e-Rad を経由して、内閣府の「政府研究開発データベース(※2)」へ提供されます。

(※1) <https://www.ppc.go.jp/>

(※2) 政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

(4) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出管理(※1)が行われています。外為法で規制されている貨物の輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※1) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうち一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と、②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合)に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.（3）サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

（※3）輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

（参考）安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等を御覧ください。

- 安全保障貿易管理（全般）：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- Q&A：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07s

onota_jishukanri03.pdf

➤ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデル CP も参照ください。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

➤ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

(5) 海外の遺伝資源を使用する研究に関する対応

海外の遺伝資源（関連する伝統的知識を含む）を取得又は利用する研究については、生物多様性条約（CBD）、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）及び遺伝資源提供国の関連法令等を遵守するとともに、我が国の国内措置（ABS※指針）に基づき、適正に実施していただく必要があります。なお、ABS 対策支援に関する国内窓口、ABS 指針、CBD、ITPGR の詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム

<https://idenshigen.jp/>

一般財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所

<https://www.mabs.jp/>

環境省（ABS 指針）

<https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/consideration.html>

生物多様性条約（CBD）

<https://www.cbd.int/>

食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）

<https://www.fao.org/plant-treaty/en/>

※ABS: Access and Benefit-Sharing

(6) 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※) https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html

2 4. 使用言語

本要領は日本語を正文とします。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとします。

2 5. 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、御承知おきください。

なお、当センターへのお問い合わせは、メールにて行っていただきますようお願いいたします。

○公募全般に関する問い合わせ

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

事業推進部戦略的研究開発課

ムーンショット型農林水産研究開発事業担当

E-mail : seiken-moonshot@ml.affrc.go.jp

https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/moon_shot/koubo_PM/

○契約事務について

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

研究管理部研究管理課

E-mail : seiken-moonshot@ml.affrc.go.jp

○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク

TEL : 0570-066-877

03-6631-0622（直通）

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」ポータルサイトの「お問い合わせ方法」も御確認ください。

<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>